

# 間取り図面作成 代行サービス

図面作成1物件 **550**円(税込)から

**修正30日間無料!**

**納品4営業日**

定休日

土 日 祝

お急ぎの方は

最短24時間納品のお急ぎオプション+1,100円!

使用ソフトは「間取りクラウド」となります。

FAX、メールを送っておまかせ！簡単に注文できる間取り図面作成代行サービスです。チラシ・広告・資料・レイズ・ホームページへキレイな図面を掲載して効果的にアピール！

## 低コスト



初期費用や  
月額基本料金  
一切不要！

## 自由に編集・修正可能



間取りソフト(※)があれば、  
自身で納品データを  
即修正、編集可能！  
※ピーシーコネクトの間取り  
ソフト「間取りクラウド」

## 安心の品質



高品質の間取りを  
経験豊富な  
専用スタッフが  
責任をもって作成！

## スピード対応



必要な時、必要な分だけ。  
1件から作成します。  
最短24時間納品！

## 料金プラン

アパート・マンション・土地の間取り図トレース又は作成	納品番号	A-1	1R・1K・土地	550円	
		A-2	1DK-4LDK	770円	
		A-3	5LDK以上	別途お見積り	
戸建て・テラスハウス・メゾネット・事業用の間取り図トレース又は作成	不動産広告からの間取り図トレース (パンフレット、紙広告、ネット広告)	納品番号	B-1	1階建て(平屋)	770円
			B-2	2階建て	1,100円
			B-3	3階建て	1,430円
			B-4	4階建て以上	別途お見積り
手書き図面・設計図面からの間取り図作成		納品番号	C-1	1階建て(平屋)	1,320円
			C-2	2階建て	1,650円
			C-3	3階建て	1,980円
			C-4	4階建て以上	別途お見積り
オプション	納品番号	1	写真撮影した受注画像からトレース又は作成	330円	
		2	納品時に敷地の線有(境界線等)	330円	
		3	英語表記	330円	
		4	お急ぎオプション(16時締め24時間納品)	1,100円	

間取り作成代行サービスについてのお問い合わせは

**TEL 053-454-7002**

9:00~17:00 土・日・祝を除く Mail: kishida@real-eb.co.jp

サービス  
提供

株式会社リアルエステートブラザーズ  
静岡県浜松市中区旭町10-8 浜松駅前ビル1F  
(ハウスコムFC浜松駅前店内)

# 間取り図面作成代行サービス

## ご利用申込書

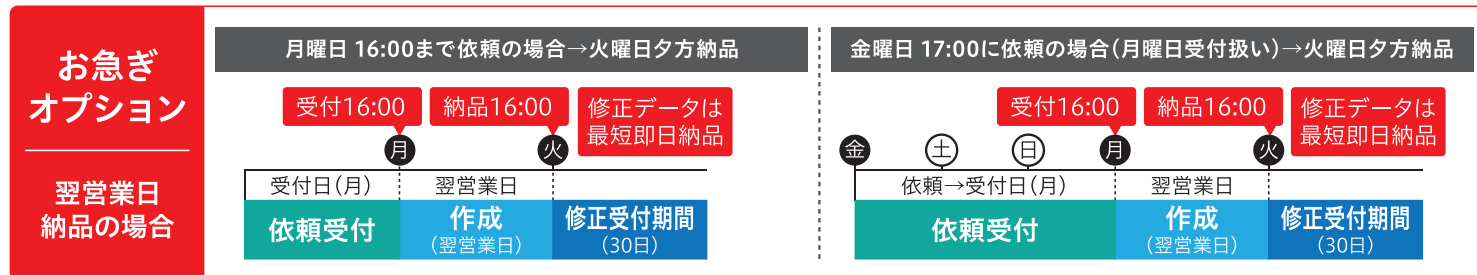
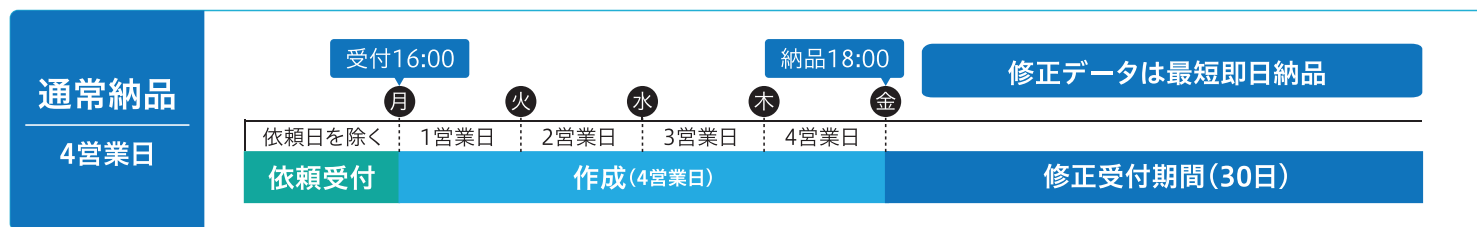
「間取り図面作成代行サービス」をご利用いただくには、本申込書に必要事項をご記入の上、メール（添付）にてお送りください。

本申込書と同時に図面作成を依頼される方は、作成する図面を同時にお送りください。

なお、別添の「間取り図面作成代行サービス」契約約款に同意の上、ご注文いただきますようお願いいたします。

会社名 (商号又は名称)	フリガナ	担当者 氏名	フリガナ
電子メール アドレス	@		
住所	〒 - -		
電話番号	- -	FAX	- -
上記以外の連絡先電話番号	- -	← 間取図の確認などでご連絡差し上げる場合がございますので、上記番号以外へのご連絡をご希望の場合にご記入ください。	

## 利用登録から作図の依頼～納品(修正)までの流れ



※表示料金は全て税込み料金です。※無料修正受付期間は、納品後30日後までです。修正したデータは最短で修正依頼日に即日納品です。※本サービス申し込みの締切時刻は、土日、祝日を除く毎営業日16時となります。16時を過ぎて確定されたご注文は、おそれ入りますが翌日分のご注文とし、翌々営業日の作業とさせていただきます。※納期はあくまで目安となります。発注件数に応じて制作期間が増減いたしますので、ご理解ください。

利用申込書の送信、作図依頼する元図面はメール(添付)で送信ください



k.ishida@real-eb.co.jp

サービス  
提供

株式会社リアルエステートブラザーズ  
静岡県浜松市中区旭町10-8 浜松駅前ビル1F  
(ハウスコムFC浜松駅前店内)

## 「間取り図面作成代行サービス」契約約款

株式会社リアルエステートブラザーズ

### 第1条（約款の適用）

当社は、本「間取り図面作成代行サービス」（以下「本サービス」といいます。）契約約款（以下「本約款」といいます。）により本サービスを提供します。

### 第2条（業務内容）

1. 当社の業務内容は、次のとおりとします。
  - ① 申込者の依頼に基づく賃貸物件の間取り図の作成
  - ② その他、前号に付随する一切の業務
2. 当社は、当社の業務内容に不明な点又は疑義が生じたときは、直ちに申込者に確認するものとします。

### 第3条（契約の成立）

1. 当社が、本サービスに係る「ご利用申込書」（以下「本申込書」といいます。）を受領した時点（申込者が本申込書送付後に間取り図を当社に送付する場合は当該間取り図を当社が受領した時点）で、当社と申込者との間に契約が成立するものとします（以下「本契約」といいます。）。
2. 前項にかかわらず、本申込書又は間取り図に不備がある場合、当社は、申込者に本申込書又は間取り図を差し戻すことにより、本契約の成立を留保することができます。この場合、改めて前項により、申込者の送付した本申込書及び間取り図の不備のないことを当社が確認した時点で、本契約が成立するものとします。

### 第4条（委託料）

本サービスに係る委託料は、本申込書記載のとおりとします。

### 第5条（支払時期）

1. 当社は、毎月末日を締め日として、翌月10日までに、次条の納入を終えた本サービスに関する委託料を請求します。
2. 申込者は、前項の請求に基づき、請求を受けた月の25日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに、当社が指定する口座に振り込む方法により委託料を支払うものとします。振込手数料は申込者の負担とします。

#### 第6条（成果物の納入）

1. 当社は、申込者に対し、本契約が成立した日から当社の4営業日以内に、当社所定の方法で成果物を納入するものとします。この場合において、当日午後4時までに成立した契約を当日の発注として取り扱うものとします。
2. 当社は、作成の注文を受けた図面ごとに、合意した形式の図面を成果物として納入するものとします。

#### 第7条（瑕疵担保責任）

1. 当社が納入した成果物が契約の内容に適合していない場合、当社は申込者の指示に従い、速やかに成果物の修補をし、履行の追完をしなければならないものとします。但し、当該不適合が申込者の責めに帰すべき事由による場合、当社はその不適合に関する責任を負わないものとします。
2. 前項本文による当社の責任期間は、成果物の納入日から1年間とします。

#### 第8条（所有権の移転）

成果物の所有権は、第6条の納入をもって、当社から申込者に移転するものとします。

#### 第9条（危険負担）

成果物の納入前に生じた成果物の滅失、毀損その他一切の損害は、申込者の責めに帰すべきものを除き当社の負担とし、成果物の納入後に生じた損害は、当社の責めに帰すべきものを除き申込者の負担とします。

#### 第10条（著作権）

1. 当社が本サービスに基づき作成した成果物の著作権は、委託料の支払いの完了により、当社から申込者に移転するものとします。
2. 当社は、成果物について、申込者に対し、著作権人格権を行使しないものとします。

#### 第11条（再委託）

当社は、自身の責任において、当社の業務の一部又は全部を第三者に再委託することができるものとします。

#### 第12条（秘密情報保持義務）

1. 本約款における秘密情報とは、本契約に関連してその方法を問わず授受される一切の情報をいいます。但し、以下に該当する情報については、秘密情報から除外するものとします。

- (1) すでに公知、公用の情報
  - (2) 開示を受けた後、開示を受けた者の責任によらず公知、公用となった情報
  - (3) 開示を受けた時、すでに保有していた情報
  - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
  - (5) 法律の定めにより開示が必要とされる情報
  - (6) 開示を受けた者が、開示された情報と無関係に、独自に開発した情報
2. 当社及び申込者は、相手方の承諾なく、本契約を履行するために必要となる従業員・役員、再委託先、弁護士や公認会計士等の専門家以外の第三者へ、秘密情報を開示又は漏洩してはならないものとします。
  3. 当社又は申込者のいずれかが本条に違反した場合には、違反当事者は、速やかに是正措置を講じなければならないものとします。また、当社及び申込者は相手方より開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩し、相手方に損害を与えたときには、相手方が被った損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第13条（権利義務譲渡等禁止）

当社及び申込者は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、担保に供してはならないものとします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び申込者は、相手方に対し、次の各号について表明し、保証します。
  - (1) 自己又は自己の従業員・役員及びこれに準ずる顧問等（以下「自己の従業員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
  - (2) 自己又は自己の従業員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
  - (3) 自己又は自己の従業員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
  - (4) 自己又は自己の従業員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、又は今後もそのようなことがないこと。
  - (5) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動、暴力、風説の流布、偽計、威力又はこれらに類する行為を用いて、相手方の信用や業務を毀損・妨害しないこと。
2. 当社及び申込者は、相手方が前項に反した場合、直ちに本契約を解除することがで

きるものとし、この場合、解除された当事者は、相手方に損害賠償を求めることはできないものとし、

#### 第15条（解除）

1. 当社又は申込者が、本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に履行がされないときは、その相手方は、本契約を解除することができるものとし、
2. 当社又は申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 故意又は過失により相手方に重大な損害を与えたとき
  - (2) 自ら振り出した手形若しくは小切手又は裏書した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行若しくは競売申立てを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てをし、又はこれらの申立てがなされたとき
  - (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
  - (6) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
3. 前各項による解除は、その原因となった相手方への損害賠償請求を妨げないものとし、

#### 第16条（損害賠償）

当社及び申込者は、本契約に関して相手方に損害を与えた場合には、損害を賠償しなければならないものとし、但し、損害の原因となった者に故意又は過失がなかった場合はこの限りではありません。

#### 第17条（協議事項）

本約款に定めのない事項については、当社及び申込者が協議の上決定するものとし、

#### 第18条（管轄）

本約款により生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とし、